



マネージメント・レター No.19

平成 27 年度税制改正（資産税編）

前回のマネージメントレターNO18でお知らせさせていただいた通り、今回は平成 27 年度税制改正（資産税編）のご紹介をさせていただきます。今回は、「住宅取得等資金贈与の非課税特例の拡充・延長」「結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税制度の創設」「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税特例の対象範囲拡大」について見ていきたいと思います

1. 住宅取得等資金贈与の非課税特例の拡充・延長

(1) 非課税限度額の大幅拡充

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税特例の非課税限度額が引き上げられるとともに、**適用期限が平成 31 年 6 月 30 日まで延長されます。**

☆非課税限度額

耐震・エコ・バリアフリー住宅の場合（消費税率 10%が適用される者）

平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月 3,000 万円 平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月 1,500 万円

平成 30 年 10 月～平成 31 年 6 月 1,200 万円

上記以外の一般住宅の場合（消費税率 10%が適用される者）

平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月 2,500 万円 平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月 1,000 万円

平成 30 年 10 月～平成 31 年 6 月 700 万円

非課税限度額は消費税率 8%の経過措置が終了して 10%が適用される平成 28 年 10 月から平成 29 年 9 月までの契約が最も大きくなっています。消費税率に応じて非課税限度額が上下するので、贈与された時期ではなく、契約時期によって判定する点に注意が必要です。

(2) 相続時精算課税制度の特例の期限延長

住宅取得等資金の贈与を受ける場合に贈与者の年齢要件を撤廃する相続時精算課税の特例の**適用期限が平成 31 年 6 月 30 日まで延長されます。**

## 2. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税制度の創設

### (1) 非課税特例の概要と非課税枠

直系尊属から、結婚・子育て資金として **20歳以上 50歳未満**の子や孫が一括して贈与（金融機関に子や孫名義の口座を開設して拠出）を受けた場合に受贈者 1人につき 1,000万円まで（うち結婚に際する費用は 300万円まで）非課税となる制度が創設されます。対象となる結婚・子育て資金は下記の通りです。

払い出し可能な用途→ 挙式費用・新居の住居費・引越費用・不妊治療費・出産費用・産後ケア費用・子の医療費・子の保育費（ベビーシッター費含む）

受贈者が 50歳になった時点で使い残しがあれば贈与税課税される点は教育資金の一括贈与に係る非課税特例の 30歳時点の使い残しと同じです。ところが、結婚・子育て資金の特例は贈与者が死亡した時点での口座残高は贈与者の相続財産に加算される点が教育資金特例と異なります。

**適用関係→平成 27年 4月 1日から平成 31年 3月 31日までの間に、受贈者がその直系尊属と金融機関との間で口座等を設置して拠出した場合に適用されます。**

## 3 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税特例の対象範囲拡大

### (1) 対象範囲の拡大

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税特例について、対象となる教育費に①学割定期券代などの「**通学費**」と、②留学にあたっての「**渡航費**」が加わります。

今まで認められていた教育費の範囲→入学金、授業料、保育料、施設設備費、教育充実費、修学旅行・遠足費等（学校等が費用を徴収し、業者等に払うものも含む）

（注1）学校等で使用する教科書代や学用品費、修学旅行費、学校給食費などであっても、業者等に支払いがなされる場合は対象外。

（注2）学校等における教育に伴って必要な費用で、学生等の全部又は大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたものは、500万円までの非課税枠の対象となる。この場合には領収書等に加え、学校等が認めたものであるとわかるものを、金融機関に提出する必要があります。

**適用関係→平成 27年 4月 1日以降の教育費の支出から適用され、同特例の適用期限は平成 31年 3月 31日まで延長されます。**

### (2) 領収書等提出の簡便化

教育費に該当することを金融機関が確認する為、金融機関に提出する領収書等のうち「1万円以下の支払いで年間でも 24万円未満」のものは、それら領収書等に代えて支払先や支払金額等の明細を記載した書類を提出することができます。

**適用関係→平成 28年 1月 1日以後に提出する書類について適用されます。**